- 第 16 条 船舶が別表第 3 に掲げる港湾に入港したとき、及びこれらの港湾を出港しようとするときは、当該船舶の船長又は代理人は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。
 - 一 総トン数 700 トン未満の船舶
 - 二 海難を避け、又は避けようとする船舶
 - 三 警備救難に従事する船舶
 - 四 国及び地方公共団体の所有に属する船舶
- 第 17 条 船舶(前条各号に掲げる船舶、次項に規定する船舶及び法第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶を除く。)が別表第 3 に掲げる港湾に入港したときは、入港 1 回につき、総トン数 1 トンまでごとに 2 円(専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶(以下「外航船舶」という。)を除く船舶については、1 円 10 銭)の入港料をその届出をした日から 30 日以内に納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる入港については、この限りでない。
 - 一 当該船舶が日に2回以上同一港湾に入港した場合における2回以後の入港
 - 二 当該船舶が月に 11 回(日に 2 回以上入港したときのその日の入港回数は、 1 回として計算する。)以上同一港湾に入港した場合における 11 回以後の入港
 - 2 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 10 項に規定する自動車航送をする 船舶(前条各号に掲げる船舶を除く。)が別表第 3 に掲げる港湾に入港したときは、入港 1回につき、総トン数に 1 円 10 銭を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額の 入港料をその届出をした日から 30 日以内に納付しなければならない。

別表第3(第3条、第16条、第17条関係) 津松阪港 鳥羽港 尾鷲港 鵜殿港